

# 入札公告

令和8年3月26日

1. 事業主  
社会福祉法人 皆成会 理事長 宮本 英行
2. 工事名  
社会福祉法人 皆成会 障害福祉サービス(生活介護)事業所 光の園  
**既存解体工事**
3. 工事場所  
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2832-1、2、3、4、2831-2、2831-5、2834-2、2833-2の一部
4. 建設概要  
敷地面積 2,989.05㎡  
構造規模 鉄筋コンクリート造 平屋建て  
建築面積 795.24 ㎡  
延床面積 711.43 ㎡  
工事内容 **既存解体工事**
5. 工期  
令和 8年6月初(着工) ～ 令和 8年9月15日(予定)
6. 入札方式  
一般競争入札
7. 予定価格  
予定価格は非公表とする。  
最低制限価格を設定し非公表とする。
8. 入札参加資格  
(1)埼玉県または所沢市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から当該工事の開札の時までの間、受けていない者。  
(2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を、受けてから、2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者、会社更生法適用申請及び、民事再生法の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者は、入札に参加できないものとする。  
(3)当法人の理事が役員をしている企業でないこと。  
対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。
9. 入札説明書等配布(配布方法:メール)  
令和8年3月26日 ～ 4月3日(10時～16時 土日、祝日を除く。)
10. 一般競争入札参加資格確認申請書の受付期限日  
令和8年3月26日 ～ 4月3日(10時～16時 土日、祝日を除く。)  
提出書類(添付資料をフラットファイル2部及びPDFデータで提出すること。) ※書式は法人HPに掲載。
11. 資格確認結果通知・現場説明書及び設計図書等配布(通知及び配布方法:メール)  
令和8年4月7日
12. 入札及び開札日  
令和8年4月30日
13. 入札場所  
社会福祉法人 皆成会 障害福祉サービス(生活介護)事業所 光の園
14. 問合せ先 質問受付(令和8年4月14日正午まで)、質問回答(令和8年4月16日18時まで)  
社会福祉法人 皆成会  
〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2833番地の2  
電話 04-2922-8141 担当: 若林  
E-mail: hikarinosono@fukusikaiseikai.or.jp
15. 参加申請場所(提出方法:メール又は郵送、持込)  
社会福祉法人 皆成会  
〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2833番地の2  
電話 04-2922-8141 担当: 若林

## 16. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者は見積書(入札金額内訳書)を入札当日に提出し、当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正(積算漏れがないか)と認められた事業者とする。  
なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とすることができる。その場合、順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。  
失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回までとする)
- (3) 初回入札に参加する企業が1社のみ場合は1回のみ入札を行うこととする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
  - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。  
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。  
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。  
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。  
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定す

## 17. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札  
ア 入札書の押印のないもの  
イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの  
ウ 押印された印影が明らかでないもの  
エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの  
オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの  
カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの  
キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
- ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 18. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。(必要に応じた補正を行うこと)
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は落札後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、令和7年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金等による交付時期を目安とし、入札要綱書により別に定める通りとする。